

群馬大学大学院教育学研究科課程長に関する要項

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学大学院教育学研究科の課程長に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第2 本研究科の修士課程に修士課程長を、専門職学位課程に専門職学位課程長を置き、教授をもって充てる。

(職 務)

第3 修士課程長及び専門職学位課程長（以下「各課程長」という。）は、研究科長を補佐し、当該課程の運営に関し総括及び連絡調整等を行う。

(選 考)

第4 各課程長は、研究科長が指名し、教授会の承認を得るものとする。

(任 期)

第5 各課程長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該各課程長を指名した研究科長の任期を超えることはできない。

(要項の改廃)

第6 この要項の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- 1 この要項は、平成23年6月15日から施行する。
- 2 この要項施行前に、現に指名されていた各課程長は、この要項により指名されたものとみなす。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。